

経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付

1 目的

景気の低迷や原料等価格の高騰、取引先企業の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の経営破綻、構造不況の影響、災害、大規模な経済危機など、経営環境の変化等により経営に支障が生じている中小企業者等に対し、必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営の維持・安定に資する。

2 融資対象

(1) 景気の低迷等の影響を受け、次のアとイのいずれにも該当する中小企業者等

ア 次の(7)から(イ)のいずれかに該当するもの

- | | | |
|------|---|---|
| 売上減少 | ┌ | (7) 最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少しているもの |
| | | (イ) 最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少しているもの |
| 利益減少 | ┌ | (ウ) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少しているもの |
| | | (エ) 最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少しているもの |

イ 中長期的には、業況が回復し発展することが見込まれ、次の(7)と(イ)のいずれにも該当するもの

(7) 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないもの

(イ) 売上高が2年以内に前年同期の水準に回復することが見込まれるもので、かつ、経常利益の増加が見込まれるもの

(2) 【原料等高騰】原料等価格の高騰の影響を受け、次のいずれかに該当する中小企業者等

ア 最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加しているもの

イ 原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みのもの

ウ 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの

(3) 【認定企業】取引先企業の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の経営破綻、構造不況の影響、大規模な経済危機などにより、経営に支障が生じている次のいずれかに該当する中小企業者等

アーA 伴走支援型特別保証制度(国の全国統一保証制度)対応 次の①から⑨のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下、「経営行動計画書」という。)を策定したもの

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けたもの
- ② 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けたもの
- ③ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少しているもの。
- ④ 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの。
- ⑤ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの。
- ⑥ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの。
- ⑦ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの。
- ⑧ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの。
- ⑨ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの。

アーB セーフティネット保証制度・危機関連保証制度対応 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたもの(アーAを除く。)

イ 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により経営に影響を受けたもの

(4) 【災害復旧】災害等の影響を受け、次のいずれかに該当する中小企業者等

ア **セーフティネット保証制度・危機関連保証制度対応** 災害等の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたもの

イ 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けているものであって、道が認めた地域内に事業所を有するもの

3 融資条件等

(1) 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

融資対象区分	(1)	(2) 原料等高騰	(3) 認定企業		(4) 災害復旧
			ア-A(伴走支援型)	ア-B(従来型)、イ	
資金使途	事業資金 (道制度融資の借換えに要する資金を含む)	ア、イ 運転資金 (道制度融資の借換えに要する資金を含む) ウ 設備資金	事業資金 (道制度融資の借換えに要する資金を含む)		設備資金 運転資金 (道制度融資の借換えに要する資金を含む)
融資金額	5,000万円以内	1億円以内	1億円以内 (2億円の内数)	2億円以内	設備8,000万円以内 運転5,000万円以内
融資期間	1年超10年以内 (うち据置2年以内)		1年超10年以内 (うち据置5年以内)	1年超10年以内 (うち据置3年以内)	1年超10年以内 (うち据置2年以内)
融資利率	[固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	[固定金利] 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% [変動金利] 年1.0% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)			
担保の償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。				
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することができる。		すべて信用保証協会の保証付きとする。		

(2) 融資取扱期間

- ・融資対象(1)、(2)、(3)ア-A：令和6年(2024年)年3月31日まで。
- ・融資対象(3)ア-B、(4)ア：中小企業信用保険法の指定の期間内(ただし、中小企業保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けたものは、融資実行日が指定の期間経過後であっても、市町村長の発行する認定書の有効期間内に北海道信用保証協会への保証申込みが行われている場合は、対象となる。)
- ・融資対象(3)イ、(4)イ：適用の都度道が定める期間内

4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」(融資対象(3)ア-A及び融資対象(3)ア-Bは「直接申込み」も可)とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

●添付書類

融資対象(1)

融資対象区分	決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	事業計画書 (別紙第4号様式)	事業計画書 (別紙第4-2号様式)	その他必要と認める書類
ア(ア)・(イ)	○	○	○	○		
ア(ウ)・(エ)	○	○	○		○	

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

融資対象(2) 原料等高騰

融資対象区分	決算書等 2期分(※1)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	事業計画書 (別紙第5号様式)	事業計画書 (別紙第5-2号様式)	その他必要と認める書類
ア	○	○		○(※2)		
イ	○	○			○	
ウ	○	○	○		○(※3)	取扱細目で定める

(※1) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

(※2) 融資対象アについて、特定中小企業者認定要領（昭和41年1月20日付け41企庁第53号）4-（5）-（ロ）の基準により市町村長の認定を受けた中小企業者は、事業計画書の添付を要しないものとする。

(※3) 融資対象ウの事業計画書については、別紙第5号様式または別紙第5-2号様式のいずれかを添付することとする。

融資対象(3) 認定企業

融資対象区分	決算書等 2期分(※1)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	調書 (別紙第6号様式)	その他必要と認める書類
ア-A	○	○	○		市町村長の認定書(※2)、経営行動計画書、売上高減少要件確認書(※3)、売上高総利益率減少要件確認書(※4)、売上高営業利益率減少要件確認書(※5)、経営者保証免除対応確認書(※6)
ア-B	○	○	○		市町村長の認定書
イ	○	○	○	○	

(※1) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

(※2) 融資対象(3)ア-A ①及び②について、市町村長の認定書を添付することとする。

(※3) 融資対象(3)ア-A ③について、売上高減少要件確認書を添付することとする。

(※4) 融資対象(3)ア-A ④、⑤及び⑥について、売上高総利益率減少要件確認書を添付することとする。

(※5) 融資対象(3)ア-A ⑦、⑧及び⑨について、売上高営業利益率減少要件確認書を添付することとする。

(※6) 経営者保証免除対応を適用する場合。

融資対象(4) 災害復旧

融資対象区分	決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	調書 (別紙第7号様式)	その他必要と認める書類
ア	○	○	○	○	市町村長の認定書
イ	○	○	○	○	

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

ない場合は不要)及び直近の試算表とする。

5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

(1) 融資対象(1)について 道経環

(2) 融資対象(2)について 道原料

(3) 融資対象(3)について 道認定()

(注) アーAは、()に、「伴走支援型」と記載する。アーB及びイは()不要。

(4) 融資対象(4)について 道災害()

(注) ()は、適用の都度指定する。

取扱細目

1 融資対象(1)について

(1) 融資対象(1)イの「中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる者」が業況の回復・発展のための方法として行う事業又は措置の内容については、次のいずれかの事業区分に該当するものとする。

事業区分	事業又は措置の内容
1 新たな事業の分野への進出に関する事業	現在行っている事業とは異なる分野の事業を行うことであり次の事業を実施又は計画しているもの ① 事業の転換 ② 事業の多角化 ③ 新たな事業の分野への進出のための事業
2 事業の合理化に関する事業	現在行っている事業について効率化を図ることであり、次の事業を実施又は計画しているもの ① 技術者等の人材の養成（研修への参加、講師の招へい教育用機材の購入等を含む。） ② 機能又は品質の向上、生産費の低下等に寄与する生産設備等の合理化
3 事業規模の適正化に関する措置	事業規模を縮小するための不用資産、不用設備の処分等を実施するもの
4 その他の措置	将来行われるべき新分野進出等の企業経営の調整に関する基本的な方針を有しているものがその企業経営の調整を図っていく上で必要となる、次の措置を実施するもの ① 受注減少による固定費負担増加、売上減少による滞貨増加、為替相場の変動による為替差損等に対処する措置 ② 取引先との安定した取引関係の維持を図るための支払条件、回収条件の変更等に対処する措置 ③ 原材料費、買掛債務等に関する各種債務の整理

(2) 融資対象(1)アの「最近3か月」とは経営環境変化対応貸付の融資に係る事業計画書を作成した日から起算して1年前の日以降の日を始期とする連続する3か月をいい、「前年度」とは直近の決算期間もしくは直近の1年間をいい、「前々年度」とは「前年度」の前1年間をいう。

2 融資対象(2)について

(1) 「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」については、原料等価格の高騰の影響を受けている費目に限り計上することとし、人件費や減価償却費等は除くものとする。

(2) 融資対象(2)アの「最近3か月」とは、経営環境変化対応貸付（原料等高騰）の融資に係る事業計画書を作成した日から起算して1年前の日以降の日を始期とする連続する3か月をいう。

(3) 融資対象(2)イの「最近1か月」は、最も遡って、経営環境変化対応貸付（原料等高騰）の融資に係る事

業計画書を作成した日から起算して4月前の日の属する月とすることができる。

- (4) 融資対象(2)ウの「原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等」とは、融資対象(2)ア又は(2)イの要件に該当する中小企業者等をいい、「省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等」とは、下表に掲げる施設等をいう。

なお、省エネルギーに資する施設等については、省エネルギー効果が明示された計画書又はパンフレット等、「環境への負荷を低減させる施設等」の設置に係る融資の申込みには、(公財)北海道環境財団の確認書(別紙第2-8号様式)を添付すること。

【(公財)北海道環境財団】札幌市中央区北4条西4丁目1 伊藤加藤ビル4階 (TEL 011-218-7811)

1. 省エネルギーに資する施設等	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に定めるエネルギーを効率的に使用する別表1に掲げる施設
2. 新エネルギーを使用する施設	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に定める新エネルギーを使用する別表2に掲げる施設
3. 環境への負荷を低減させる施設等	環境負荷低減を図る施設で、別表3に掲げる次の施設 ア 産業廃棄物処理・運搬施設 イ 特定フロン等の転換、排出抑制、回収施設 ウ 次世代自動車・低公害車及び燃料供給施設 エ 環境負荷低減型生産プロセスへの転換施設

別表1 (省エネルギーに資する施設)

以下のエネルギーを効率的に使用する施設・設備。	
燃料	原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品(ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス)、可燃性天然ガス、石炭及びコークス、その他石炭製品(コールターール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス)であって、燃料その他の用途(燃料電池による発電)に供するもの
熱	上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水等)。(太陽熱及び地熱など、上記の燃料を熱源としない熱のみであることが特定できる場合の熱は対象外)
電気	上記に示す燃料を起源する電気(太陽光発電、風力発電、廃棄物発電など、上記燃料を起源としない電気のみであることが特定できる場合の電気は対象外)

別表2 (新エネルギーを使用する施設)

以下の新エネルギーを使用する施設・設備(これらに付属する設備を含む)。	
1	太陽電池を利用して発生させる電気
2	風力を利用して得られる電気
3	水力発電施設(出力3万キロワット以下の規模のものに限る。)で発生させる電気
4	雪水を熱源とする熱
5	バイオマスを利用して得られる燃焼の用に供する物(薪炭及び紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。)、熱又は電気
6	海水、河川水その他の水を熱源とする熱
7	波力を利用して得られる電気
8	潮汐を利用して得られる電気
9	太陽熱又はこれらを利用して発生させる電気
10	地熱又はこれを利用して発生させる電気
11	工場、変電所等から排出される熱その他の排出されている熱を再利用して得られる熱又はこれを変換して得られる電気
12	再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下、この表中では「法」という。)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)を原材料とする燃料の用に供する物又はこれを燃焼させて得られる熱又はこれを変換して得られる電気

13	使用済物品等（法第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。）のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）を燃焼させて得られる熱又はこれを変換して得られる電気
14	発電と同時に得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用すること。
15	燃料電池を利用して発生させる電気を利用すること。
16	天然ガス、メタノール又は電気を自動車の動力を得ることに利用すること。

別表3（環境負荷低減を図る施設）

1	産業廃棄物処理・運搬施設 産業廃棄物を処理する施設（中間処理をする施設を含む。）又は埋立（管理型最終処分場に限る。）するもの、産業廃棄物を収納する容器を搭載した特殊車両（超高压吸引作業車、超強力吸引作業車を除く。）
2	特定フロン等の転換、排出抑制、回収施設 (1) 特定フロン等を洗浄剤又は冷媒として使用している施設から代替物質を使用する施設への転換 (2) 特定フロン等の排出を抑制するための施設の改修 (3) 特定フロン等を回収、保管するための機器・設備 (4) 上記(1)～(3)の施設等に付属する器具、機械、装置及び工作物（ただし、回収した特定フロン等を開放式の装置で洗浄剤として再利用する場合は除く。）
3	次世代自動車、低公害車及び燃料供給施設 (1) 次世代自動車（電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車又はクリーンディーゼル車）の導入 (2) ディーゼル貨物自動車（2.5トン以上）及びバス（定員11人以上）を廃車して、それと同程度かそれ以下の最大積載量又は定員の最新排出ガス規制適合車への買換 (3) 次世代自動車用燃料供給施設（電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車）の燃料充てん設備並びにこれに付属する器具、機械、装置及び工作物
4	環境負荷低減型生産プロセスへの転換施設 現在稼働している施設を環境負荷低減型設備へ変換するための器具、機械、装置及び工作物

3 融資対象(3)ア-Aについて

- (1) 融資対象(3)ア-Aについて、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除くものとする。
- (2) 融資対象(3)ア-A ③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、中小企業信用保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。
- (3) 経営行動計画書について
経営行動計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。
ア 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
イ 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定。
ウ 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果。
エ 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画。
- (4) 経営者保証免除対応について
次の要件を満たす場合、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。
ア 令和2年（2020年）1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算書までのいずれかにおいて資産超過であること
イ 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されて

おり、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

(5) 取扱金融機関の責務等について

本貸付の取扱に係る金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の「伴走支援型特別保証制度要綱」に定めるとおりとする。

4 融資対象(3)ア～Bについて

中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等（危機関連保証を利用する場合）に係る融資期間（据置期間）については、要領の定めによらず「（うち据置2年以内）」とする。

5 融資対象(3)イについて

融資対象(3)イの中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 連鎖倒産防止

別に定める「再生手続開始申立等企業の認定について」に基づき、道が認定した企業に対し、売掛金等の債権を有していること。

(2) 業種

国の指定業種に準ずるものとして道が特に認める業種に属し、最近3か月間の売上額が前年同期に比べ10パーセント以上減少していること。中小企業等協同組合等にあつては、その構成員の3分の2以上がこの要件に該当していること。

(3) 融資取扱期間

上記(1)及び(2)に係る融資の取扱期間は、道が認定した日から原則3か月以内とする。

6 融資対象(4)について

道が認めた地域とは、次のいずれかに掲げる地域とする。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の指定を受けた地域

(2) その他道が特に必要と認める地域